平成２７年（再）第３１号
東京都港区西新橋１丁目22番14号　メゾンアンリツ虎ノ門10Ｆ
再生債務者　島田　善一
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区麹町２丁目４番地麹町鶴屋八幡ビル９階　巻之内・上石法律事務所　弁護士　上石　奈緒
平成27年４月８日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２７年（再）第２３号
東京都中央区勝どき６丁目３番１―5718号
再生債務者　入江　正和
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後４時30分
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年５月７日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成27年６月８日から平成27年６月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再）第２５号
和歌山県西牟婁郡上富田町岩崎字蓮ケ池768番地
再生債務者　株式会社朝日ダイヤゴルフ
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後２時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年５月14日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成27年６月15日から平成27年６月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再）第２７号
東京都江戸川区瑞江３丁目17番３号
再生債務者　株式会社橋本商行
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後３時30分
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年５月７日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成27年６月９日から平成27年６月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再）第３号
大阪市中央区高津２丁目４番21号　ＭＣ高津レジデンス608号室、商業登記簿上の本店所在地兵庫県西宮市山口町下山口５丁目16番12号
再生債務者　株式会社井上工務店
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後３時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年５月21日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成27年７月15日から平成27年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再）第１号
福岡県朝倉市三奈木3160番地
再生債務者　株式会社マンゲン
代表者代表取締役　金　　君子
1　決定年月日時　平成27年４月８日午前11時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年５月11日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成27年６月15日から平成27年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２７年（再）第１号
千葉県長生郡長柄町山之郷754番地32
再生債務者　株式会社千葉国際カントリークラブ
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
1　再生債務者が取得する株式の数　全ての発行済株式である普通株式２万株
2　再生債務者が１の株式を取得する日　下記７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
3　減少する資本金の額　資本金1000万円全額
4　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　下記７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
5　募集株式の数　普通株式200株
6　募集株式の払込金額　募集株式１株につき金25万円
7　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　再生計画認可決定確定の日から２か月
8　増加する資本金の額　金5000万円
9　定款の変更　発行可能株式総数８万株を、800株と変更する。
10　定款の変更がその効力を生ずる日　上記７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
平成27年４月９日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２６年（再）第３８号
埼玉県春日部市大場991番地
再生債務者　武蔵産業株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成27年４月８日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再）第３９号
埼玉県春日部市大場991番地
再生債務者　株式会社ショッピングひまわり
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成27年４月８日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再）第４８号
千葉県松戸市八ケ崎２丁目８番地１
再生債務者　株式会社ハローマート
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成27年４月８日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再）第５号
福岡市早良区百道浜４―16―７
再生債務者　久賀　　太
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月６日までに書面による決議により可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成27年４月７日
福岡地方裁判所第４民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第６号
千葉県市川市原木３丁目17番25―401号　フェルティア
再生債務者　田窪　絵美
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年４月28日まで
4　一般異議申述期間　平成27年５月12日から平成27年５月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（再イ）第１６号
千葉県浦安市高洲６丁目１番９―801号　潮音の街
再生債務者　黒澤　直之
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年４月28日まで
4　一般異議申述期間　平成27年５月12日から平成27年５月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（再イ）第５５号
兵庫県尼崎市武庫之荘３丁目17番８号キューブＡＭＸ505号
再生債務者　泉　　太郎
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年４月28日まで
4　一般異議申述期間　平成27年５月７日から平成27年５月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部